

## 島本町教育委員会 会議録（令和2年第4回 臨時会）

日 時	令和2年3月24日（火） 午前9時30分 ～ 午前10時50分
場 所	島本町役場地階 第五会議室
出 席 者	持田教育長、高岡教育委員、藤田教育委員、森田教育委員 岡本部長、安藤次長兼教育総務課長、川畑次長 委員及び 事務局職員 （教育総務課）島本主査 （教育推進課）川口課長 （子育て支援課）南田課長 （生涯学習課）奥野課長、浦上参事
欠 席 者	西山教育委員
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	<p>第 8 号議案 島本町教育委員会事務局決裁規程の一部改正について</p> <p>第 9 号議案 島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について</p> <p>第 10 号議案 島本町府費負担教職員被服貸与規則の一部改正について</p> <p>第 11 号議案 島本町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の制定について</p> <p>第 12 号議案 島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について</p> <p>第 13 号議案 島本町学校教育施設等使用条例施行規則の一部改正について</p> <p>第 14 号議案 島本町立体育館設置条例施行規則の一部改正について</p> <p>第 15 号議案 令和2年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項（案）について</p> <p>第 16 号議案 島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について</p> <p>第 17 号議案 島本町社会教育委員の委嘱について</p> <p>第 18 号議案 令和元年度教育費補正予算（案）について</p> <p>第 3 号報告 令和元年度大阪府中学生チャレンジテスト（中学1、2年生）の結果の公表について</p> <p>第 4 号報告 令和元年度春季休業日中における児童生徒の指導について</p> <p>第 19 号議案 事務局職員人事について</p>
議 決 事 項	第8号議案、第9号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案、第13号議案、第14号議案、第15号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案、第19号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者3名

教育長

本日、西山教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありました。出席者は4名です。定足数を満たしておりますので、令和2年第4回教育委員会臨時会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録署名委員は、島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、森田教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、森田教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、第8号議案「島本町教育委員会事務局決裁規程の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長 それでは、第8号議案「島本町教育委員会事務局決裁規定の一部改正について」ご説明申し上げます。

令和2年の4月1日より地方公務員法の改正に伴い、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されます。また、臨時的任用職員についても任用要件を厳格化されます。併せて一般職、非常勤職員については、任用根拠が不明確であったことから、会計年度任用職員に関する規定を設け、地方自治法の改正に伴う期末手当支給制度の創設など制度改正を実施するものです。

これにつきましては、島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例が、令和元年9月定例会議において議決されており、これを受けまして教育委員会として必要な所掌規定を変更するものでございます。

資料として第8号議案資料をご覧ください。こちらに改正理由を添付させていただいております。先ほど申しあげました島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例が新しく制定されております。これに伴いまして、文言修正を併せてさせていただくものでございます。改正内容につきましては、次のページの新旧対照表をご覧ください。現行では、非常勤嘱託員を任免することということが、今度新しく条例が制定されたことに伴いまして、文言整理として特別職非常勤職員及び会計年度任用職員を任免すること、ということに改める

ものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。質問のある方は挙手を願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第9号議案「島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長 それでは、第9号議案「島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について」ご説明申しあげます。

議案資料をご覧ください。今回の改正内容は、子育て支援課職員にかかる年間の総時間外勤務時間数が部内ほか、他の課の職員にかかるものと比べて大幅に多い状況でございました。部内で、一定それぞれ課の間の、職員の負担の平準化を図るため、子育て支援課が所管する事務の一部を教育総務課へ移管し、さらに効率よく事務を推進したものでございます。また、今回は文言修正も併せて行わせていただきたいと思います。具体的な改正内容は、先ほど申しましたように学童保育室、それから放課後子ども教室、その他放課後児童対策に関する事務を子育て支援課から教育総務課に移管するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、次の新旧対照表をごらんください。第8条に（分掌事務）ということで、各課それぞれの所掌事務を書いております。これを先ほど申しあげましたとおり、放課後子ども教室、それから学童保育室これを子育て支援課から、教育総務課へ移

したということで、それぞれ教育総務課に、例えば第12号であれば、文言整理で、執行の状況、それから第15号のほうで府費負担の並び、括弧の中の（並びに保育所及び幼稚園）、それからこのあたりが入ってきております。それから第35号、第36号に学童保育室に関すること。それから放課後子ども教室に関すること。それから放課後児童対策に関することが第35号から第37号に記載をさせていただきました。

2ページの、生涯学習課は、今までと同じものですので修正はなしという形で掲載させていただいております。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきご可決賜りますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手をお願いします。

教育委員

今いただいた資料で、第9号議案の次の資料の番号が空欄となっているのですが、これはそのまま使っても良いのでしょうか。

次長兼教育総務課長

本日ここで可決された後に公布をさせていただくのですが、そのときに規則番号を入れさせていただくために空欄にさせていただいているところでございます。

教育委員

他ございませんでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第10号議案「島本町府費負担教職員被服貸与規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長

それでは、第10号議案「島本町府費負担教職員被服貸与規則の一

部改正について」ご説明申しあげます。

先ほど第8号議案でご説明いたしましたとおり、令和2年の4月1日から地方公務員法及び地方自治法が一部改正されまして、会計年度任用職員が教員となります。これに伴いまして、教育委員会として必要な規則を改正するものでございます。議案資料のほうをご覧ください。

今回は、先ほど申しあげましたとおり、文言修正をさせていただくということで、変更内容につきましては次の新旧対照表をご覧ください。現行で府費負担教職員（非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員は除く。）のところを（非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。）ということで、文言の整理をさせていただいたところでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき御可決賜りますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。質問のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第11号議案「島本町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長 それでは、第11号議案「島本町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の制定について」ご説明申しあげます。

先ほど第8号議案で御説明をいたしましたとおり、令和2年の4月から会計年度任用職員制度を導入することから、教育委員会として必要な規則を制定するものでございます。議案資料のほうをご覧ください。

い。教育委員会で任用予定の会計年度任用職員ということで、具体的に括弧書きの発達相談員、それから補助教員、スクールソーシャルワーカー、発達支援指導員、それからスクールカウンセラー、この職種につきましては、島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条で定める給与表に寄らないものでございます。

この条例で第26条に基づきまして、別途で定める必要があるということで、今回、規則制定をさせていただくものでございます。

具体的には規則の1ページに戻っていただきまして、規則をご覧ください。規則で先ほど第1条が条例第26条の規定に基づき、給与について先ほど申し上げた5つの職種についての給与を定めなければなりません。第2条でその5つの職種はどのようなものかということで、別表に示させていただいております。こちらが、報酬額、他のこの第26条の部分でいきますと、給与表いわゆる一般的な一般職、今までよく言われている臨時職員の方でございます。その方たちにつきましては給与表に基づいて、今後会計年度任用職員になりますので、給与表に基づいての支出になっていくのですけれども、これらの5つの職種につきましては、その給与表では専門性の高い職種になりますので、単価がほかに比べるとかなり高いということで、改めて別途設定させていただいております。ただ、この時間当たりの単価につきましては、これまで従前と変わらず、お支払いをさせていただくというもので、制度的に設定をする必要があるということで、今回規則制定をさせていただくものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきご可決賜りますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。質問のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御

異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第12号議案「島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

それでは、第12号議案「島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について」ご説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。このたびの改正にかかる改め文となっております。続きまして、資料の3ページをご覧ください。まず提案理由と議案の概要でございますが、学童保育室に置く職員としまして、主任指導員及びその他必要な職員を加え、室長、主任指導員、指導員のそれぞれの任用要件や職務について整理するものでございます。施行期日は令和2年4月1日となっております。資料の5ページをご覧ください。新旧対照表でございます。まず第13条でございますが、第1項におきまして、現行の条文では、室長と指導員のみ規定されているところを、室長、主任指導員、指導員、その他必要な職員を置くものでございます。第2項につきましては、室長、主任指導員、指導員の任用要件として学童保育室にかかる専門資格でございます。放課後児童支援員の有資格者であることを定めるものでございます。第3項につきましては、一定の条件のもと、室長の任用要件を緩和するものでございます。第4項につきましては、一定条件のもと、主任指導員、指導員の任用要件を緩和するものでございます。最後に第14条でございますが、それぞれの職務内容を規定するものでございます。

以上、大変簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきご可決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。質問のある方は挙手をお願いいたします。

教育委員

学童保育室に主任指導員を置く理由と、室長の任用条件の緩和する意味を教えてください。

子育て支援課長

主任指導員を置く理由ということですが、まずこれまでも指導員の

中から適性のある方ということで主任指導員を現実には置いておきます。ただ、給与表の取扱い上、指導員と変わらないという取扱いでした。現実には、室長の補佐をして職務にあたっていただいているため、今回の会計年度任用職員の制度条例にあたりまして、給与表でこれをきちんと定めるということで、給料の取扱いと職務内容を整理するというございます。

そして、室長の任用要件の緩和の部分でございますけれども、2つの条文の中では挙げているのですが、前段の当該学童保育室を適切に運営する能力を有するものということにつきましては、有資格者でなくてもマネジメント能力、管理職として施設を管理運営する能力を有している場合に、資格要件を除外する、そういう必要性に迫られたときには、この条文を活用するという趣旨です。

そして、後段の同項に規定するものと同等の資質を有すると認めるものという部分ですけれども、こちらにつきましては、いわゆる実務経験者であって、資格がなくても従来の例えば保育士ですとか社会福祉士、別の資格であって放課後児童支援員の資格を有するには至っていないけれども、実際に室長を担う能力があると認められる場合には、これを採用するというご明記しております。

教育長 他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようございますので、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論を行います。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようございますので、討論を終結いたします。  
それではお諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようございますので、可決することに決しました。  
第13号議案「島本町学校教育施設等使用条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課参事 それでは、第13号議案「島本町学校教育施設等使用条例施行規則



の一部改正について」ご説明申しあげます。

改正理由といたしましては、ここにも記載しておりますが、現在学校教育施設は現行、使用日の7日前までに使用申請をしないといけないところですが、使用者の利便性の向上を図るため、使用日当日まで使用申請できるように改正するものです。

改正内容といたしましては、1枚めくっていただきますと新旧対照表にも記載していますが現行、1カ月前から7日前までに、テニスコートに当たりましては1カ月前から当日までに申請しなければならないものを全て1カ月前から当日までに申請期間を変更するものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議していただきご可決賜わりますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。質問のある方は挙手を願います。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第14号議案「島本町立体育館設置条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課参事

それでは、第14号議案「島本町立体育館設置条例施行規則の一部改正について」ご説明申しあげます。

改正理由といたしましては、町立体育館内の各体育室を専用使用する場合の使用申請日が現在は、使用日の前日までとなっておりますものを、当日まで使用申請期間を延ばすことにより、使用者の利便性の向上を

図るものでございます。

1枚めくっていただきますと、今回の規則改正の新旧対照表を記載しております。第3条におきましての規則改正となりますが、第3条第1項第3条において現行、1カ月前から前日までの間に申請しなければならないとなっているものを、1カ月前から当日までの間に申請しなければならないというふうに変更するものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議していただきご可決賜われますようお願いいたします。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。質問のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。これより本案に対する討論を行います。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第15号議案「令和2年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項(案)について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長 それでは、第15号議案「令和2年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項(案)について」ご説明申しあげます。

この重点目標につきましては、効果的な教育行政を推進し、住民への説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこととなっておりますことから、その目標として設定をするものでございます。

これまでの流れを御説明させていただきます。

教育委員会事務局で作成いたしました素案を教育委員の皆様方をは

じめ、各学校長、幼稚園長、保育所長、学童保育室長、及び教育センター所長にも配付をさせていただきました。その後、御意見や御質問をいただきました。その上で、今回いただいた御意見等を踏まえて、今回、添付しております資料として、令和2年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項（案）を作成させていただいております。

本日、ご可決いただきましたら関係機関に対して配付をさせていただくとともに、ホームページ及び文化情報コーナーで公表をさせていただく予定といたしております。

また、教育委員会の点検評価の際にご意見をいただきました学識経験者の方にも参考にして、今後配付をする予定といたしております。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきご可決賜われますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手をお願いします。

教育委員

前回の会議後に、変更のあったところがあれば教えてください。

次長兼教育総務課長 前回、3ページの本年度の目標の部分でご指摘いただいたアプローチカリキュラムについて記載を加えさせていただいております。

それ以外に大きな変更点については、委員の皆様をはじめとして、お聞きをしておりませんので、簡単な文言の修正はさせていただいておりますが、そのままとさせていただいております。

教育長

他ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第16号議案「島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱に

ついて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第16号議案「令和2年度島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について」ご説明申しあげます。

委員名簿をご覧ください。本議案は、島本町いじめ等防止基本方針にのっとり、令和2年度島本町いじめ等対策委員会に必要な委員の委嘱をお願いするものです。本委員会は、町立小中学校におけるいじめ等の実態把握や有効な対策等を検討することのほか、重篤ないじめ事案が発生した際、客観的な事実関係の調査は必要とされる場合に、調査主体となる組織となります。委員の選任に当たりましては、専門的な知識、経験を有する方で委員の公平性及び中立性を担保するという観点に立ち、弁護士、医師、退職校長、臨床心理士、社会福祉士に委嘱を打診し承諾をいただいています。なお、今年度お願いした方々に委員をお勤めいただくよう依頼いたしました。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきご可決賜われますようよろしくお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。質問のある方は挙手をお願いします。

教育委員

この5名の方は全員引き続きということで、よかったですでしょうか。

教育推進課参事

委員のおっしゃるとおりでございます。

教育長

他ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第17号議案「島本町社会教育委員の委嘱について」を

議題といたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

それでは、第17号議案「島本町社会教育委員の委嘱について」御説明させていただきます。議案資料をご覧ください。

社会教育委員は島本町社会教育委員設置条例に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの、並びに学識経験のあるものの中から委嘱しております。現在委嘱しております委員各位につきましては、令和2年3月31日をもって任期満了を迎えることから、改めて委嘱を行うものでございます。新たな任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間となっております。委嘱候補者は10人中4人が再任、6人が新任となるものでございます。

以上、大変簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきご可決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。質問のある方は挙手をお願いいたします。

教育委員

10番の公募の方について、公募の状況と、複数名応募があったとすれば、この方を候補に挙げた理由をご説明ください。

生涯学習課長

広報誌のもとで応募をかけたところ2名の方から応募がございました。これを公募委員選考委員会に諮りまして、この方が選考された結果ということになっております。

教育委員

この方の職業などがわかりであれば教えてください。

生涯学習課長

応募申込書のほうには、職業欄がありませんので、現在の職業は、現在はわかっていないところでございます。

教育長

他ございませんでしょうか。

教育委員

公募の方の選考基準はありますか。

生涯学習課長

応募される方には、応募申込書と800字程度の小論文を書いただいておりますので、その内容を公募選考委員会で選考されたものでございます。

教育長

他ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長                    ないようでございますので、質疑を終結いたします。  
                              これより本案に対する討論を行います。よろしいですか。  
                              （「なし」の声あり）

教育長                    ないようでございますので、討論を終結いたします。  
                              それではお諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご  
異議はございませんでしょうか。  
                              （「異議なし」の声あり）

教育長                    ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。  
                              それでは、第18号議案「令和元年度教育費補正予算（案）につい  
て」を議題といたします。  
                              事務局の説明を求めます。

子育て支援課長        それでは、第18号議案「令和元年度教育費補正予算（案）につい  
て」ご説明させていただきます。

                              資料の1ページをご覧ください。まず、上段の歳入でございます。  
新型コロナウイルス感染症対策にかかる国庫補助金といたしまして、  
子ども・子育て支援交付金1万5,000円、教育支援体制整備事業  
費交付金8万円をそれぞれ計上するものでございます。いずれにつき  
ましても補助率は10分の10となっております。

                              次に中段の歳出、そして下段の歳出内訳説明書でございます。幼稚園  
にかかる施設管理消耗品として9万5,000円を増額するもので  
ございます。歳入のうち子ども・子育て支援交付金の対象経費として、  
第一幼稚園の預かり保育で使用する消毒液の費用1万5,000円を  
計上しております。また、教育支援体制整備事業費交付金の対象経費  
として、第一幼稚園の通常保育で使用する子ども用マスクや消毒液等  
の費用8万円を計上しております。

                              以上、大変簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

                              よろしくご審議いただきご可決賜われますようお願い申し  
あげます。

教育長                    これより、本案に対する質疑を行います。質問のある方は挙手をお  
願いします。よろしいですか。  
                              （「なし」の声あり）

教育長                    ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第3号報告「令和元年度大阪府中学生チャレンジテスト(中学1、2年生)の結果の公表について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

第3号報告「令和元年度大阪府中学生チャレンジテスト(中学1、2年生)の結果の公表について」ご説明させていただきます。

お手元の資料、令和元年度大阪府中学生チャレンジテスト結果概要をご覧ください。令和2年1月9日、木曜日に中学校第1学年及び第2学年を対象に大阪府中学生チャレンジテストが実施されました。このたびは、島本町全体の調査結果概要を報告し、公表する内容について説明させていただきます。

資料の1枚目が中学1年生の調査結果及び分析、2枚目と3枚目が中学2年生の調査結果及び分析の概要となっております。1年生は、国語・数学・英語及びアンケート、2年生は、国語・社会・数学・理科・英語及びアンケートが実施されました。調査別の調査結果については、1、2年生とも全ての教科において府の平均を上回る結果となっております。特に英語においては、府の平均を1年生も2年生も7%前後も上回っており、英語教育推進リーダーを中心とした英語特例校としての成果があらわれております。また、中学3年生卒業までに英検3級程度の力の獲得を目指すという大阪府の目標がございますが、50%の目標値に対して島本町は、今年度の12月末時点で71.5%を達成しております。

生徒アンケートでは、自分の考えを「ノートやプリントに書く時間」「伝える場面」「話し合う活動を通じて深めたり、広げたりしている」のいずれの肯定的回答が約90%となっており、府平均より高くなっております。このことは、新学習指導要領の内容でもある「主体的・

対話的で深い学び」が実現されていると考えられます。なお、2年生の同学年の国語・数学・英語について、府の結果を1としたときの割合では前年度より下回った結果となっております。

結果の公表につきましては、事務局として保護者、地域住民に対する説明責任を果たすため、町結果概要についてホームページを通じて公表したいと考えています。

以上、簡単でございますが「大阪府中学生チャレンジテスト（中学1、2年生）の結果の公表について」の説明を終わらせていただきます。

教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

教育委員 アンケートの中の3番「授業中、話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり、広めたりしている。」のところを1学年と2学年で比較したときに、アンケート中肯定的な意見が少なくなっているところかなと思います。これは、第2学年になるにつれて思春期になり、話し合う活動というのが恥ずかしくなったり、ほかの活動に集中したりということがあるかと思いますが、自分の考えを伝えたり、広げたりするというのは、今後、高校や大学においても、大事になる活動だと思いますので、アンケート結果も含めて、先生方で今後も深めていただきたいなと思っております。

教育推進課参事 委員がおっしゃるとおり、やはり2年生になるにつれて少し数値が下がるということは、思春期の時期かなというところもあります。教職員等もその辺はしっかりと理解したうえで、普段から自分自身の考えを認め合える集団づくりや、自分の意見がしっかりとと言える雰囲気づくりを作っていくことが大事だと考えております。

教育長 他ございませんでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

第4号報告「令和元年度春季休業日中における児童生徒の指導について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 それでは、第4号報告「令和元年度春季休業日中における児童生徒



の指導について」ご説明申しあげます。

資料1枚目のとおり、令和2年3月20日付、島教教第1850号にて、各学校長に対して「春季休業日中における児童生徒の指導について」その指導が適切に行われるよう本文書にて通知しました。資料2枚目の大阪府教育委員会からの通知文も合わせて通知しました。

資料1枚目の裏面をご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業が行われ、児童生徒が家庭で過ごす時間が長期に及ぶことを踏まえて、重点課題として5項目を示しました。1点目、教職員の家庭訪問等を行い、児童生徒の状況把握に努めること。2点目、学校や地域周辺における不審者等の情報提供や事件、事故発生時における安全確保や犯罪被害の防止に努め、休業日中における緊急時の生徒指導体制及び教育相談体制を確立すること。3点目、児童生徒がネット上の犯罪被害に巻き込まれないために、適切な対応ができるよう指導すること。携帯電話やスマホ等の利用に起因した生活リズムの崩れ、トラブル、事件に巻き込まれないようルールづくりやフィルタリングの加入について、啓発を行うよう示しました。4点目、欠席が長期にわたる児童生徒については、支援方法についてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や教育センター及び関係機関も含めた検討を行い、新年度に向けての「よりきめ細かい支援・指導」をすること。5点目、いじめ被害・加害・不登校傾向や配慮を要する児童生徒に対して、きめ細やかな引き継ぎを行うこと。

以上、簡単でございますが報告とさせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。お諮りいたします。

第19号議案につきましては、人事案件であることから、教育委員会会則第15条の規定により、秘密会とすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、第19号議案につきましては、

秘密会とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(傍聴者退室)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第19号議案「事務局職員人事について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

教育子ども部長 [事務局人事について説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長 他に何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事は、全て終了いたしました。

これをもちまして令和2年第4回教育委員会臨時会を閉会いたしま  
す。